

生活者による自発的な空間形成に関する研究
— 路地空間における家屋の外周りのしつらえに着目して —

A STUDY ON THE FORMATION OF SPACE BY RESIDENTS FOR THEMSELVES
— FOCUS ON FITTINGS AROUND THE HOUSE ON ALLEY SPACE —

04M43272 山岡 聡 指導教員 斎藤 潮
Satoru Yamaoka, Adviser Saito Ushio

ABSTRACT

This paper aims to clear ‘the unstipulated rules’ about a portion of residents which they use space around their houses on alleys. This paper is consisted of the following two steps: The first is to pick up trends of each alley and each area to survey fittings around the houses, for example, pot plants, properties, walls or fences.; the second is to clarify the aims of residents and tacit understandings by hearing survey for them. According to the analysis, it became clear the rules that was nonstipulated affects the background that groups produced. Residents may model on the rules. So the character of each alley appears by “private”, “semi-public”, “public”, and “consideration to character of area”.

第1章 序論

1-1. 研究の背景

我が国には、路地を街区内の通路として家屋が密に建ち並ぶ街がある。そのような街を散策していると、街並みに関する一定のまとまりを路地ごとや街ごとに感じることがある。これは、路地に面する各家屋の外周りのしつらえが一本の路地を通して、あるいは街全体において似通っていることに起因するものと予想される。なお、本論文で扱うしつらえとは、例えば塀や柵の意匠や植木の並べ方、私物の置き方などにみられる家屋周りの造作を指す。

路地空間における家屋の外周りのしつらえは、生活者が自発的に造作することが多く、先述したようなまとまりはいわば自然発生的に現れたものと捉えることができる。

我が国には、街並み形成に関して法規制や協定など明文化した規範を適用する地域があるが、その種のルール化は、創造性に乏しい画一的な街並みを生む危険性を孕んでいる。しかしながら、そのような明文化されたルールが存在しない路地空間においてもしつらえがまとまって似通う現象の背景には、生活者による意識的な、あるいは暗黙のうちの「明文化されていないルール」の適用があるのではないだろうか。

1-2. 研究の目的

本研究では、路地空間における家屋の外周りのしつらえに着目し、自発的な空間形成において生活者が則る「明文化されていないルール」を明らかにすることを目的とする。

1-3. 既往研究

街並み景観や街路空間を扱った研究は、これまでも数多くなされている。生活者の自発的な空間形成に焦点を当てた研究には青木ら^{1, 2)}や小林ら³⁾のものがあるが、各家屋による自発的な空間形成の在り様が似通うという現象について、その背景にある「明文化されていないルール」に着目した研究はみられない。

1-4. 本論文の構成

2章では、研究の対象と手順について述べる。3章では、

現象としてのしつらえを観察する際の着眼点を設定する（予備調査）。4章では観察調査を行い、路地ごとにみられるしつらえの特徴とその分布について明らかにする（調査1）。5章では、各家屋周りのしつらえに関わる生活者の意図を、面接調査により明らかにする（調査2）。6章では、4章と5章の結果から、路地ごとにみられる「明文化されていないルール」について考察・検討する。

第2章 研究の方法

2-1. 研究の対象

本研究では、多数の路地を有するが、社会的背景を異とする月島及び神楽坂を選定し、路地に面する家屋を対象と



図1 本研究で扱う対象家屋（網掛部、1/5000）

した。対象とした両地区内の家屋を図 1 に示す。月島は 1887 年以降の埋立事業を皮切りに、計画的な街区形成により家屋が高密度に建て並べられた。一方、神楽坂は江戸期より周辺への旗本屋敷への物資の中継地であり、明治以降から高度経済成長期にかけて料亭街が栄えてきた。しかしながら、現在では両地区とも、自発的な空間形成に関して明文化されたルールは存在しない。

2-2. 研究の手順

本研究では、A：路地ごとのしつらえの特徴を、対象家屋の観察調査により抽出し、B：しつらえの発現や維持に対する生活者の意図を、面接調査により明らかにする、という 2 つの手順を踏む。

第 3 章 発現するしつらえの特徴 (予備調査)

3-1. 調査概要

路地ごとの特徴を探る本研究では、観察の程度が詳細なほどまとまりを抽出するのが困難になるため、しつらえを観察する際の着眼点を設定するため、調査を行った。

3-2. しつらえを特徴付ける要素とその分類

観察調査の結果より、しつらえを特徴付ける要素として、①植木、②私物、③塀・柵が挙げられ、それぞれ図 2 に示すように分類された。

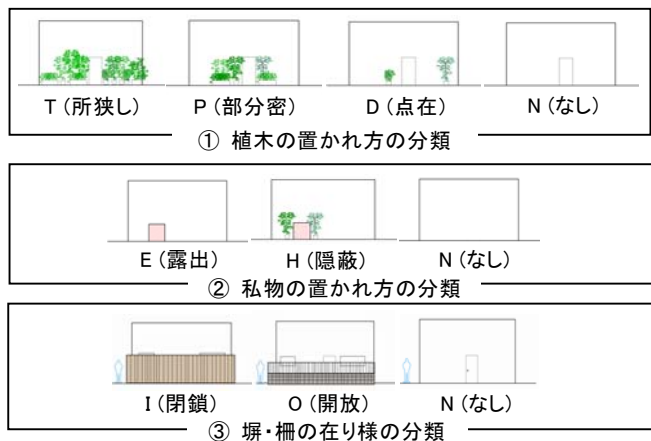


図 2 しつらえを特徴付ける要素とその分類

第 4 章 しつらえの特徴とその分布を調べるための調査

4-1. 調査概要

全対象家屋の外周りのしつらえを、前章で得た各タイプにより記号化し、地区ごと及び路地ごとの傾向を調べるため、図 3 のような分布図を作成した。

4-2. 地区ごとにみられたしつらえの特徴とその分布傾向

全要素について図 3 のような分布図を得、各タイプに該当する家屋が占める割合を表 1 に示す。この表より、地区間における植木の有無に関する差異は小さく、タイプ T (所狭し) に該当する家屋が占める割合は月島の方が多いこと

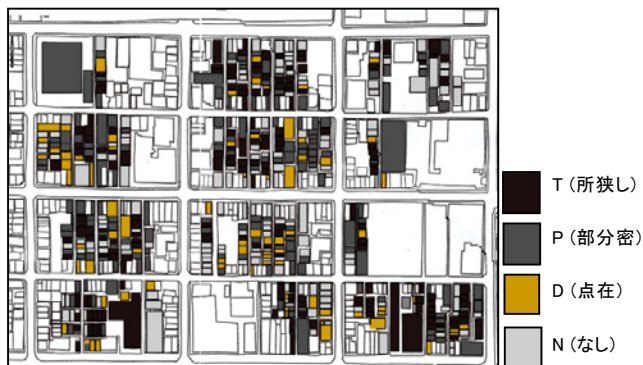


図 3 植木タイプの分布図 (月島)

表 1 タイプ別にみた両地区の比較 単位 (%)

	植木タイプ				私物タイプ			塀・柵タイプ		
	T	P	D	N	E	H	N	I	O	N
月島	31.1	27.8	12.6	28.5	66.2	10.2	23.5	1.1	1.8	97.1
神楽坂	20.8	35.6	11.9	31.7	32.7	16.8	50.5	29.7	12.9	57.4

が判った。また、私物の有無については月島の方が多く、そのタイプについては、タイプ E (露出) に該当する家屋が占める割合は月島の方が多い一方、タイプ H (隠蔽) に該当する家屋が占める割合は神楽坂の方が多いことが判った。さらに、塀・柵については、月島ではほとんどの家屋が設けていないのに対し、神楽坂では半数程度の家屋が設けていることが判った。なお、ここで得られた値は、各地区における基準値として次節で用いる。

4-3. 路地ごとにみられたしつらえの特徴とその分布傾向

次に、先に作成した分布図を中心に路地ごと (月島 43 本、神楽坂 12 本) の特徴を分析する。さらに、各路地の大まかな傾向を捉えるため、各タイプに該当する家屋が路地ごとに占める割合を、表 2 のようにしてまとめた。なお、表 1 で得られた基準値±20.0 超の値は、その路地の特徴を強く規定するものとして着目した (表 2 網掛け部)。

表 2 各タイプに該当する家屋が路地ごとに占める割合 (一部)

路地名	植木タイプ				私物タイプ			塀・柵タイプ		
	T	P	D	N	E	H	N	I	O	N
月島全体	31.1	27.8	12.6	28.5	66.2	10.2	23.5	1.1	1.8	97.1
A1	20.0	20.0	0.0	60.0	50.0	10.0	40.0	0.0	10.0	90.0
A2	30.0	30.0	0.0	40.0	60.0	10.0	30.0	0.0	0.0	100.0
A3	25.0	33.3	8.3	33.3	75.0	16.7	8.3	0.0	8.3	91.7
B1	41.7	16.7	16.7	25.0	66.7	8.3	25.0	0.0	8.3	91.7
C1	33.3	41.7	8.3	16.7	58.3	16.7	25.0	0.0	0.0	100.0
D1	46.2	30.8	7.7	15.4	69.2	7.7	23.1	7.7	0.0	92.3

このような作業を通して、前章で挙げた各要素の発現の程度から、各路地の特徴をおおまかにについて整理した。本稿では、特徴的な 3 本の路地について以降第 6 章まで紹介する。

■月島路地 A3 (家屋 No.月-18~月-29)

街路からの視線が抜ける直線状の路地である。

観察された大きな特徴の一部を述べる。東角には、腰壁と縦格子柵からなる塀・柵タイプ O の下駄履き住宅があるが、敷地角部においては植栽が密に設置されている (月-18)。また、塀の外側には私物が密に置かれている (月-22)。さらに、南西側中には集合住宅があり、私物のみが置かれている (月-28)。

次に、各要素タイプのまとまりに着目すると、植木タイプ T の家屋が対面して、北西端部に 2 棟まとまってみられる (月-18,23)。また、植木タイプ P の家屋が南東部にまとまって 3 棟みられ (月-21,22,27)、植木タイプ N の家屋が南東部に連続して 2 棟みられる (月-28,29)。私物タイプ E の家屋は、ほぼ路地全体にわたってみられる (月-19,21,22,24,25,26,27,28,29)。一方、私物タイプ H の家屋は北西端部に 2 棟まとまってみられ、いずれも植木タイプ T に該当する家屋である (月-18,23)。また、路地全体にわたって、ほとんどの家屋が植木・私物のいずれも設置している (月-18,19,21,22,23,25,26,27)。

■月島路地 D3 (家屋 No.月-85~月-98)

街路からの視線が抜ける直線状の路地である。

南角に塀・柵タイプ O を設ける集合住宅があるが、その塀の外側には所狭しと植木が並べられており、また私物も置かれている。

植木タイプ T の家屋が 7 割を超える (基準値+30.3) 一方で、植木タイプ N の家屋は皆無である。すなわち、いず

れの家屋も多かれ少なかれ植木を設置している。また、私物を保管管理している家屋が9割を超えるものの、私物タイプEの家屋は4割程度であり(基準値-23.3)、私物タイプHの家屋はちょうど半数(基準値+39.8)である。

各要素タイプのまとまりに着目すると、植木タイプTの家屋は10棟まとまっている(月-86,87,88,89,90,91,95,96,97,98)。また、私物タイプEの家屋は南東部に5棟まとまっており(月-92,93,94,97,98)、私物タイプHの家屋は北東部側を中心に7棟まとまっている(月-87,88,89,90,91,95,96)。なお、私物タイプHの家屋、いずれも植木タイプTに該当する。

■神楽坂路地O(家屋No.神-1~神-17)

片端部のみ街路に接続する一直線の路地であり、路地P及び路地Qにほぼ直交する。

植木タイプNの家屋が半数超であり(基準値+21.2)、また私物タイプEの家屋が1割未満であるが(基準値-26.8)、私物タイプNの家屋は7割程度である(基準値+20.1)。さらに、塀・柵タイプIの家屋が半数超であり(基準値+23.2)、塀・柵タイプOの家屋は皆無である。

各要素タイプのまとまりに着目すると、植木タイプTの家屋が、路地Pとの接続部において西南側で2棟連なっている(神-13,14)。また、私物タイプHの家屋が、路地Qとの接続部付近において西南側で2棟連なっている(神-16,17)。さらに、塀・柵タイプIの家屋は路地全体にわたって、まとまっている(神-4,5,6,7,8,11,12,15,16,17)。なお、上に示した植木タイプTの2家屋はいずれも、塀・柵タイプNに該当する。

4-4. 第4章のまとめ

対象家屋の外周りのしつらえの特徴に関して、月島・神楽坂全体の傾向及び、各路地におけるまとまりを整理することができた。その結果、路地ごとにしつらえがまとまって似通う箇所を確認できた。

第5章 しつらえに関わる生活者の意図を探るための調査

5-1. 調査概要

前章までにみてきたようなしつらえの発現や維持に関わる、路地ごとの生活者の意図を探るため、全対象家屋における生活者(住民、日常的な商業・工業従事者)への面接調査を設計した。そのうち、調査にご協力いただいた生活者(月島244棟[43.8%]、神楽坂58棟[57.4%])を対象として、表3に示すような質問項目についてヒアリング調査を行った。

なお、しつらえの発現に関わる生活者の明確な意図のみならず、暗黙のうちにはたらく意図をも探るため、表3に示す質問項目の他にも路地の利用実態、路地及び地区に対

表3 ヒアリング調査における質問項目

回答者の属性	家屋の属性
回答者の年代・性別	建替えの内容とその理由
生活者の種類(住民等)	庭の有無
現在の家屋で生活し始めた年	
家屋周りのしつらえに関わる背景	
始めたきっかけ、理由、工夫点、生活の変化、近隣との関係	
しつらえに関わる歴史的背景	
しつらえに関わる近隣のルール	
・明文化されたルール	
・近隣同士で自発的につくったルール(内容・成立過程)	
・各生活者が個人的に感じる暗黙のルール	
(～すべき、～した方がよい、～してもよい、～しないほうがよい、～してはならない)	

する意識なども自由に発言させた。

5-2. 調査結果

前節で示した調査により得られた回答結果から、家屋周りのしつらえの発現と維持に関わる意図や暗黙のルールに関して、複数の生活者の間で似通ったものが抽出できた。

■月島路地A3(回答家屋7/12棟)

- ①近隣との間で申し合わせたルール:「なし」(全回答者)
- ②各生活者が個人的に感じる暗黙のルール:「植木は玄関前の段差上に、私物はできるだけ家屋に寄せて置いている。周りに迷惑にならないようにしている」(月-21)、「段差上に置くようにしている」(月-25)。
- ③植木の設置:「代々植木好きでやっている」(月-23)、「向かいの家(月-23)が年々植木を増やしているが、ちょっと自分の敷地の方に迫ってきているのが気になる。うちはそう思わせないように気をつけているが、昔からそんな話をしたことはないし、言うど角が立つだろう。だから何も言わずにいる」(月-18)。
- ④私物の保管管理:「昔は皆、私物は家屋内に置いていたが、今は物が増えたから」(月-25)

■月島路地D3(回答家屋8/14棟)

- ①近隣との間で申し合わせたルール:「10数年前に向かいにマンションが建った際、近隣と共にそのマンションの大家に申し合わせて、マンション側の路地も自由に使用してもらうようにした」(月-92)。
- ②各生活者が個人的に感じる暗黙のルール:「これ以上出っ張って何か置くと邪魔になるから、置かない方が良くと思う」(月-92)、「何となく、近所の植木の量と合わせて並べるようにしている」(月-97)。
- ③植木の設置:「昔から路地全体でたくさん植木を置いており、皆の庭のようである」(月-90)。
- ④私物の保管管理:「みっともないから、プラ板で簡単に囲っている。収納がたやすく良い」(月-87)

■神楽坂路地O(回答家屋11/17棟)

- ①近隣との間で申し合わせたルール:「特にない」(全回答者)。
- ②各生活者が個人的に感じる暗黙のルール:「路地上にはゴミがないよう、いつも気をつけている」(神-12)、「通る人の邪魔にならないように、路地上には何も置かないようにしている」(神-17)。
- ③植木の設置:「(塀の内側の)高木は越してきたときからあり、特に切ろうとも思わなかった」(神-8)。
- ④塀・柵の設置:「戦後、神楽坂の至るところにみられた背の高い黒板塀により、外から簡単に入れないし、また中の様子も見えないようになっていた。今、その維持が経済的に難しくなりブロック塀に変えた。塀は変えたが、黒板塀によって守られてきたプライバシーは、今も守ることができている」(神-6)

以上のように、他の路地についても整理した。

5-3. 第5章のまとめ

しつらえの発現及び維持に対して生活者が明確に有す意図や、暗黙のうちに適用していると生活者自身が感じているルールなどについて整理した。その結果、路地により似通った意図やルールがはたらいっていることが判った。また、しつらえを特徴付けるそれぞれの要素の発現には、以下のような意図が共通して関わっていることが判った。

- (a)植木:自家屋の周りを飾りたいという意図が関わっている。そこには、自分が楽しみたいという欲求や近隣にも楽しんでもらいたいという欲求が干渉している。ここで、前者の欲求が帯びる性格を“Private”であるとすると、後者の欲求が帯びる性格は“Semi-Public”であると言える。この場合、飾りたいという欲求が強ければ強いほど、植木タイプはN<D<P<Tであると言える。さらに、植木の発現

には、自家屋内の様子を外から伺えないよう隠したいという意図が関わっている場合もあった。これは、外部との視線のつながりを意識した、“Semi-Public”な性格を帯びている意図であると考えられる。

(b)私物：家屋内に空間的猶予がなく、生活上必要に迫られてやむを得ず外周りに置くしかない、という意図が関わっている。よって、私物の発現は植木とは異なり、消極的な欲求による発現と捉えることができ、またその欲求が帯びる性格は“Private”であると言える。

(c)塀、柵：不正な侵入を防ぎたいという意図や外からの視線を遮断したいという意図が関わっている。この意図は、物理的境界により家屋周りの空間を“Private”な部分と“Public”な部分に、明確に分離するという性格を帯びていると言える。この傾向は、特に塀・柵タイプ I に該当する家屋に多くみられた。

一方で、塀・柵タイプ O には、家屋内への視線を遮断する性格はあまり帯びていない。しかし、開口部に植木を設置することによりその効果を獲得している場合がある。また、そのような植木や植栽は、近隣にも楽しんでもらいたいという意図が関わっているものもあった。このように、塀・柵タイプ O は、より“Semi-Public”な性格を帯びるものと言える。したがって、塀・柵タイプの違いにより、家屋外における第三者との相互関係が異なることが判った。

第6章 明文化されていないルール

前章までの知見に基づき、生活者が明確に、あるいは暗黙のうちに適用させたと考えられる「明文化されていないルール」について考察する。

6-1. 「明文化されていないルール」の各路地への影響

■月島路地 A3

植木・私物のいずれも、各生活者の“Private”な欲求に基づいて路地空間に置かれている。したがって、路地全体にわたって、ほとんどの家屋が植木・私物のいずれも設置しているという特徴が発現したと考えられる。

ただし、植木や私物を設置する生活者については、路地を通行する人への配慮に基づいて、その置き方が選択されていると言え、植木タイプ T かつ私物タイプ H に該当する家屋が発現したと考えられる。なお、そのような家屋は対面して2棟まとまっており、うち1棟の生活者は、対面するもう一方の家屋周りの植木が、自家屋の方へ年々迫ってきているのを気にしている。また、その生活者は、対面する家屋の植木の置かれ方に合わせ、暗黙のうちに自らの植木の置き方を決定している。その点において、年ごとに増やされる植木は、対面する家屋に対して“Semi-Public”な性格を帯びていると言える。

なお、段差や舗装色の違いを、植木や私物の設置の際の目安とする生活者が目立った。植木タイプ T 及び P の家屋や私物タイプ E の家屋のまとまりが発現したのは、彼らが段差上や舗装色の異なる部分というボリュームのごく小さな空間と向き合いながら、できるだけ“Private”な欲求を満たした結果であると考えられる。

■月島路地 D3

生活者同士で申し合わせたルールとして、対面するマンション側の路地を各家屋が自由に使う、というものがある。ここで、各生活者はそれぞれの欲求に基づいて路地空間を使っているが、それを「共有の庭」として認識するなど、“Semi-Public”な性格を帯びる路地であると言える。なお、路地 B1 にもみられたように、ボリュームが大きい対面する建築側の路地空間は、各家屋の生活者が共同で維持

管理している。特に申し合わせたわけではないが、植木の置かれ方が近隣との間で暗黙のうちに似通ったのは、この路地が“Semi-Public”な性格であるからと考えられる。路地全体にわたるそのような性格は、「明文化されていないルール」となり、植木タイプ T の家屋が多く植木タイプ N の家屋が少ないという特徴に関わっていると考えられる。

また、私物タイプ H の家屋がいずれも植木タイプ T に該当するのは、上記のようにして形成された「共有の庭」なる路地に私物を置くことを控えようとする、各生活者の「明文化されていないルール」が関わっていると考えられる。これは、月島路地 A3、D1 のように空間制約と外部通行者への遠慮の折り合いの結果、私物タイプ H かつ植木タイプ T の家屋が発現したという背景とは異なるものと言える。

■神楽坂路地 O

塀・柵タイプ I の家屋が多く、いずれも歴史的に数十年用いてきた塀による“Public”と“Private”の分離を、現在も踏襲しているものである。また、植木や私物を塀の外側に置いている家屋は少なく、これは月島で多くみられるような“Private”な欲求を“Public”な空間で満たさないようにする、という「明文化されていないルール」が関わっている。これは、植木タイプ N の家屋が多くみられることや私物タイプ H の家屋が連なっていることにも関わっていると考えられる。

6-2. 「明文化されていないルール」に関わる社会的背景

地区ごとにはたらく特有の意図、及び「明文化されていないルール」があることが判ったが、これは、各地区の次のような社会的背景が関わっていると考えられる。

月島は、埋立を機に計画的に街区が形成され、高密度で家屋が建てられたため、各生活者が“Private”な欲求を満たすに足るだけの敷地を確保できなかった。そのため、塀や柵を家屋周りに設ける空間的猶予がなく、またその欲求が路地上に発現したと考えられる。以上のような経緯は、結果として、近隣との間に「明文化されていないルール」を生み出すこととなった。なお、それは、路地により様々なバリエーションとして現在も踏襲されている。

神楽坂は、花柳界としての栄華を極めた歴史的経緯があり、各家屋は外界“Public”と内“Private”とを明確に分離する物理的境界として塀を設けた。そこでは、近隣との間の関わりは弱く、月島のように共有空間としての路地を、近隣と折り合いながら利用するという経緯はみられない。しかしながら、そのような社会的背景により、塀の有無に関わらず、花柳界として適したしつらえをすべきだという「明文化されていないルール」が現在も踏襲されている。

第7章 結論

本研究では、路地空間における家屋の外周りのしつらえを特徴付ける要素として、植木、私物、塀・柵の3つに着目し、月島と神楽坂の路地ごとのまとまりを抽出した。また、面接調査より、生活者が則る「明文化されていないルール」について明らかにした。この「明文化されていないルール」は、同様のしつらえの特徴がまとまっている箇所において、似通ったものであることが判った。

参考文献

- (1) 青木義次、湯浅義晴、「開放的路地空間での領域化としてのあふれ出し路地空間へのあふれ出し調査からみた計画概念の仮説と検証 その1」、日本建築学会計画系論文集、No.449、pp.47-57、1993。
- (2) 青木義次、湯浅義晴、大佛俊泰、「あふれ出しの社会心理学的効果 路地空間へのあふれ出し調査からみた計画概念の仮説と検証 その2」、日本建築学会計画系論文集、No.457、pp.125-132、1994。
- (3) 小林秀樹、鈴木成文、「集合住宅における共有領域の形成に関する研究—その1. 共有領域の構造—」、日本建築学会論文報告集、No.307、pp.102-111、1981。